

平成24年7月7日

見積依頼書

漁港の省エネ化実証事業

(増防熱工事・BEMS導入・凍結用高効率冷却設備導入・LED照明機器導入による省エネルギー事業)

大興水産株式会社
盛信冷凍庫株式会社
協同組合石巻共冷
合同会社ミツワ

下記の内容についてお見積りをお願い致したくご案内いたします。

記

I. 各社の工事名称

1. 大興水産株式会社
 - 1)凍結工場 真空断熱材増防熱工事
BEMS設置工事
LED照明設備導入工事
 - 2)本社工場 BEMS設置工事
凍結用高効率冷却設備導入工事
 - 3)第3,4冷蔵庫 BEMS設置工事
2. 盛信冷凍庫株式会社 BEMS設置工事
LED照明設備導入工事
3. 協同組合石巻共冷 BEMS設置工事
4. 合同会社ミツワ BEMS設置工事
LED照明設備導入工事

II. 工事場所

1. 大興水産株式会社
住所:宮城県石巻市魚町2-6-8
担当者:尾形 勝 電話:0225-93-3165 FAX:0225-96-6574
2. 盛信冷蔵庫株式会社
住所:宮城県石巻市魚町1-9-10
担当者:臼井 泰文 電話:0225-95-7615 FAX:0225-95-0878
3. 協同組合石巻共冷
住所:宮城県石巻市魚町2-6-3
担当者:馬場 武雄 電話:0225-93-2101 FAX:0225-93-2113
4. 合同会社ミツワ
住所:宮城県石巻市魚町1-26-2
担当者:栗野 豊 電話:0225-22-6621 FAX:0225-94-4303

III. 見積提出先

設備導入を実施する各社に提出する

IV. 見積提出期限 平成26年7月22(火) 12:00まで(現地調査は随時受付)

V. 質疑応答 平成26年7月14日(水) 12:00までに各社担当者まで

VI. 工事期間

1. 大興水産株式会社
 - 1)真空断熱材増防熱工事 平成26年10月～平成26年11月
 - 2)BEMS設置工事 平成26年8月～平成26年9月
 - 3)LED照明設備導入工事 平成26年10月～平成26年11月
 - 4)凍結用高効率冷却設備導入工事 平成26年12月～平成27年1月
2. 盛信冷凍庫株式会社
 - 1)BEMS設置工事 平成26年8月～平成26年9月
 - 2)LED照明設備導入工事 平成26年10月～平成26年11月

3. 協同組合石巻共冷

1)BEMS設置工事

平成26年8月～平成26年9月

4. 合同会社ミツワ

1)BEMS設置工事

平成26年8月～平成26年9月

2)LED照明設備導入工事

平成26年10月～平成26年11月

VI. 工事管理

請負業者とする。

VII. 契約及び支払条件

1. 契約

1)請負会社の決定

見積金額を査定の上、原則最低見積者とする。

2)契約

実施各社

3)契約日

漁港の省エネ化実証事業交付決定後(7月中旬予定)

4)契約書式

実施各社と注文書・注文請書を取り交わす。

2. 支払い条件

各社との取り決めによる。

但し、最終支払日は、平成26年2月末とする

VIII. 工事概要及び見積内容

1. 工事概要

別紙1の工事概要による。

2. 見積内容

別紙2の低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業の公募要領を参考に、見積書を作成すること。

見積に際して、撤去費が生じる場合は見積もりを分けて提出すること。

IX. その他

1. 省エネ効果試算

見積書と共に、省エネ試算表も添付すること。

2. 工事の遅延防止

本工事は、環境省の低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業の漁港の省エネ化実証事業の補助金を活用し実施する為、工期の遅延が無い様にする事。

3. 安全管理

請負業者は、工事の安全管理・災害防止に責任を持つものとし、本工事について将来重大な問題の発生を誘致せぬように充分注意し施工にあたること。

4. 保険

労災保険・工事保険は請負業者が負担すること。

5. 保証

工事完成後においても、機材・資材・設計・工事等の不具合により生じた支障は、責任を持って補修をおこなうこと。

以上

1. 大興水産株式会社

1)凍結工場

【真空断熱材増防熱工事】

■工事概要

冷蔵庫の壁・天井に真空断熱材を使用し増し防熱工事を実施する。

■省エネ効果

年間電力使用量 ▲13,560kWh/年以上

【BEMS設置工事】

■工事概要

BEMSを設置し、各機器の電力計測(可視化)と制御を行う。

※冷蔵庫用の冷凍機は、次年度省エネ機種に更新予定のため、必ず測定を行うこと。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲5,332kWh/年以上

【LED照明設備購入工事】

冷蔵庫及び凍結室照明(使用温度範囲:+5℃~-30℃)及び底下照明をLED照明に交換する。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲7,306kWh/年以上

※点灯時間:1,800H/年として試算すること。

2)本社工場

【BEMS設置工事】

■工事概要

BEMSを設置し、各機器の電力計測(可視化)と制御を行う。

※凍結用の冷凍機は、本年度省エネ機種に更新予定のため、必ず測定を行うこと。

また、新規凍結用冷凍機設置後は、電力計測を行うこととする。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲11,922kWh/年以上

【凍結用高効率冷却設備導入工事】

凍結室に高効率冷却設備を新たに設置する。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲102,555kWh/年以上

但し、1回の凍結で▲2,385kWh/回とし、年間想定凍結回数を43回として試算すること。

3)第3,4冷蔵庫

【BEMS設置工事】

■工事概要

BEMSを設置し、各機器の電力計測(可視化)と制御を行う。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲11,639kWh/年以上

2. 盛信冷凍庫株式会社

【BEMS設置工事】

■工事概要

BEMSを設置し、各機器の電力計測(可視化)と制御を行う。

※トンネルフリーザー冷凍機は、次年度省エネ機種に更新予定のため、必ず測定を行うこと。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲28,359kWh/年以上

【LED照明設備購入工事】

作業場用照明をLED照明に交換する。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲8,227kWh/年以上

※点灯時間:2,400H/年として試算すること。

3. 協同組合石巻共冷

【BEMS設置工事】

■工事概要

BEMSを設置し、各機器の電力計測(可視化)と制御を行う。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲4,507kWh/年以上

4. 合同会社ミツワ

【BEMS設置工事】

■工事概要

BEMSを設置し、各機器の電力計測(可視化)と制御を行う。

※貯氷庫用の冷凍機は、次年度省エネ機種に更新予定のため、必ず測定を行うこと。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲10,614kWh/年以上

【LED照明設備購入工事】

準備室及び貯氷庫内照明をLED照明に交換する。

■省エネ効果

年間電気使用量 ▲6,144kWh/年以上

※点灯時間:2,400H/年として試算すること。

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細分 | 4 内 容 |
|------|------|---|---|
| 工事費 | 本工事費 | (直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 | <p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> |

| 機械器具費 | 付帯工事費 | <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|---|---|-----|---|---|------------------|------|---|------------------------|------|---|---------------|------|
| | 機械器具費 | <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 測量及試験費 | <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 機械器具費 | <p>事業を行うために直接必要な機械器具及び車両等の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | 事務費 | <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び機器器具費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 号 | 区 分 | 率 | 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% |
| 号 | 区 分 | 率 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% | | | | | | | | | | | | |

別表

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細目 | 4 細 分 | 5 内 容 |
|------|------|-------------------|-------|---|
| 事務費 | 事務費 | 共済費 | 社会保険料 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料を いい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を 添付すること。 |
| | | 賃金 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、 単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | | 旅費 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数 及び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | | 需用費 | 印刷製本費 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費 をいう。 |
| | | 役務費 | 通信運搬費 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 郵便料等通信費をいう。 |
| | | 委託料 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は 資格を必要とする業務に要する経費をいう。 |
| | | 使用料及 賃借料 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及 び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | | 消耗品費 備品購入 費 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な 事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入 のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、 数量及び金額がわかる資料を添付すること。 |

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。